

内閣府
○文部科学省告示第一号
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
附則第二項の規定に基づき、同項の主務大臣が指定する地域を次のように定め、地域の自主性及び自立性を
高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）附則第一
条第二号に掲げる規定の施行の日から適用する。

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
文部科学大臣 林 芳正
厚生労働大臣 加藤 勝信

都道府県名	市 町 村 名
埼玉県	戸田市
千葉県	市川市

兵庫	大阪府	東京都
西宮市	大阪市 豊中市 吹田市	中央区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸区 川区 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 西東京市